

保存樹木及び保存樹林の指定及び管理に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号。以下「条例」という。）第17条第1項に規定する保存樹木及び保存樹林（以下「保存樹」という。）の指定及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(指定通知)

第2条 市長は、条例第17条の規定により保存樹の指定をしたときは、速やかにその旨を当該保存樹の所有者又は利害関係人に通知するものとする。

(標識の設置)

第3条 市長は、条例第17条の規定により保存樹の指定をしたときは、次の各号に掲げる事項を掲載した標識を設置しなければならない。

- (1) 保存樹木又は保存樹林の区別
- (2) 主な樹種（保存樹林の場合のみ）
- (3) 指定年月日（保存樹林の場合のみ）
- (4) 指定番号

(協 定)

第4条 市長は、保存樹の所有者又は利害関係人と当該保存樹の管理等に関する協定を締結するものとする。

- 2 前項の協定の期間は、おおむね10年以上とする。ただし生け垣については、おおむね5年以上とする。

(管 理)

第5条 保存樹の所有者又は利害関係人は、当該保存樹を適切に管理するよう努めるものとする。

(権利の移転等)

第6条 保存樹の所有者又は利害関係人は、当該保存樹の存する土地の所有権を移転し、又は当該土地に用益権を設定しようとするときは、あらかじめ市長に申し出るものとする。

(解 除)

第 7 条 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹の指定を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、保存樹の所有者又は利害関係人は、市長に対して前項の規定による指定の解除をなすべきことを申し出ることができる。

(助 成)

第 8 条 市長は、毎年度予算の定める範囲内で、第 4 条に規定する協定の締結者に対し、適正な管理のための奨励金を交付することができる。

(その他必要事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、保存樹の指定及び管理に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和 5 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正要綱は、昭和 5 2 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この改正要綱は、平成 1 4 年 3 月 1 日から施行する。